

○宮崎大学教養教育科目履修規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 22 年 9 月 22 日 平成 26 年 2 月 27 日
平成 28 年 10 月 27 日 平成 30 年 3 月 30 日
令和 4 年 3 月 31 日 令和 6 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、教養教育科目で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定めるものとする。

(科目区分、授業科目及び単位数)

第 2 条 教養教育科目は、導入科目、課題発見科目及び未来共創科目に区分する。各区分の構成は次のとおりとする。

| | |
|------------|--|
| (1) 導入科目 | 大学教育入門セミナー 情報・データリテラシー（情報倫理を含む） 英語（外国語コミュニケーションを含む） 専門接続系 |
| (2) 課題発見科目 | データサイエンス系 人文・社会・芸術系 自然・生命・技術系 地域・国際・学際系 |
| (3) 未来共創科目 | 構想・デザイン系（キャリアを含む） 協働・創造系 |

2 開設される授業科目及び単位数は別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、グローバル人材育成学部教育プログラムにより入学する者に適用される教養教育科目の科目区分、授業科目及び単位数は別に定める。

(履修方法)

第 3 条 学生は、教養教育科目で開設される授業科目を教養教育科目一覧表にしたがって、各学部・学科(課程)が定める単位数以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第 4 条 教養教育科目で開設する授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位とし、授業の方法に応じ次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技等については、30 時間をもって 1 単位とする。

(受講年次、受講手続及び成績評価)

第 5 条 教養教育科目の各科目群で開設される授業科目の受講年次、受講手続及び成績評価については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 規則附則第 2 項の規定に基づき、平成 16 年 3 月 31 日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に再入学等する者については、この規程の規定にかかわらず、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学（以下「再入学等」という。）する者並びに平成 26 年度に医学部看護学科に入学する者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に再入学等する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学する者が受講する導入科目は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学する者については、なお従前の例による。